

第 10 回教育委員会

平成 28 年 5 月 24 日
午 後 1 時 30 分
本 庁 舎 屋 上 会 議 室

議 案

議案第91号 教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する
規則の一部を改正する規則案

議案第 91 号

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する 規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 18 年大阪市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（公益的法人等派遣職員にあっては育児介護休業法第 2 条第 1 号の規定による育児休業）をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）、大学院修学休業職員及び配偶者同行休業職員として在職した期間

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(参照)

〔傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する
規則（抄）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第11条 省 略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 省 略

(2) 育児休業法第2条の規定によるる育児休業（公益的法人等派遣職員にあって
り

は育児介護休業法第2条第1号の規定による育児休業）をしている期間及び

職員（当

該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期

間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、大学院修学休業職

員又は配偶者同行休業職員として在職している期間

及び

した

(3)－(10) 省 略

3－5 省 略

教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則 の一部改正について

1 改正の理由

大阪府において、育児休業の承認に係る期間が1箇月以下の職員については、勤勉手当に係る勤務期間の算定において、その期間を除算しないこととする改正が行われることに伴い、大阪府に準じて給与・勤務条件制度を定めている市費負担教員についても同様の規定整備を行う。

2 改正の内容

育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下の教員等については、勤勉手当に係る勤務期間の算定において、その期間を除算しないものとする。（第11条第2項第2号関係）

3 施行期日

平成28年6月1日